

○根室市東日本大震災被災地等の支援に関する条例

平成23年4月14日条例第7号

根室市東日本大震災被災地等の支援に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、東日本大震災に見舞われた地域等に対し、支援活動を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「東日本大震災」とは、平成23年4月1日に閣議決定された東北地方太平洋沖地震による災害をいう。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地 東日本大震災により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域をいう。
- (2) 被災者 被災地に居住し被害を受けた者をいう。
- (3) 被災企業 被災地に所在し被害を受けた企業をいう。
- (4) 被災外来漁船 被災地において被害を受けた漁船のうち、根室市に入港実績がある漁船をいう。
- (5) 原発事故避難者 東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う制限区域の設定により、避難指示を受け避難した者又は屋内退避指示を受け自主避難した者をいう。

3 前項各号に規定する用語の総称として「被災地等」を用いるものとする。

(支援及び対象者)

第3条 被災地等への支援は、別表のとおりとする。

2 別表に掲げる支援の対象となる被災者は、地震及び津波により家屋を失った者、原発事故避難者及び企業再建就労のため一時的に根室市を生活の拠点とする者等のうち、支援内容に応じて市長が別に定める者とする。

(費用の負担)

第4条 市は、前条に規定する支援を行った場合は、当該支援に要した費用を負担するものとする。ただし、市長と国、都道府県及び被災地等の市町村(以下「市町村等」という。)の長との協議により当該市町村等が負担するものについては、この限りでない。

(公表)

第5条 市長は、この条例による支援を行ったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。
(教育委員会との事務の協議)

第6条 別表に定める支援のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第23条各号に定める事項に関する支援は、教育委員会と協議する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表

支援分野	支援種別	支援内容等
経済救援	被災地に対する義援金	市長が特に必要と認める市町村に対し、義援金を送付する。(1市町村あたり100万円とする。ただし、市長が特に必要と認める場合、別に定める額を加算する。)
	被災外来漁船に対する見舞金	根室市外来漁船誘致促進会が送付する見舞金に拠出する。(ただし、1隻あたり70,000円以内とする。)
物資救援	被災地に対する物資援助	被災地の要請に基づく物資救援を行う。
人材派遣	被災地に対する人材派遣	被災地の復興応援等にあたる人材を派遣する。
受入支援	被災者に対する住宅の無償提供	可能な範囲で市営住宅等を確保し、6ヶ月を超えない範囲で無償提供する。ただし、光熱水費はこれに含まない。
	被災者に対する仮設住宅建設地の提供	仮設住宅建設地提供の要請があった場合、可能な範囲で市有地を無償提供する。
	被災者に対する生活資金等の支給	3ヶ月を限度として、1人あたり1ヶ月30,000円を超えない範囲で支給する。ただし、1世帯当たり1ヶ月120,000円を限度とする。
	被災者に対する生活物資の無償給付等	生活必需品のうち、市長が特に必要と認める物に限り無償提供等を行う。
	被災者受入市民ボランティア登録	直ちに市営住宅等の提供が困難な場合、提供可能となるまでの間、ホームステイが可能な家庭を募集し登録する。

	被災者に対する保育・就学支援	各種現行制度に基づく保育・就学支援を幼児・児童・生徒に対し行う。
	被災者に対する保健・福祉支援	高齢者・疾病患者・障がい者等に対し、保健師等の個別訪問による健康相談業務等を行う。
	被災者に対する地元就労支援	市内での就労希望者に対し、就労支援を行う。
企業移転支援	被災企業等に対する移転再建支援	移転により市内で再建又は起業する場合、固定資産税並びに法人市民税を3年間、減免措置を講じる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、引き続き、最大2年間、減免措置を延長することができる。